

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち 地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型）

令和8年度予算概算決定額

7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数
〔令和7年度補正予算額 2,925百万円の内数〕

<対策のポイント>

農福連携の一層の推進に向け、**障害者等の農林水産業に関する技術の習得**、農業分野への就業を希望する障害者等に農業体験を提供する**ユニバーサル農園の開設**、**農福連携を地域で広げるための取組**、障害者等が作業に携わる**生産・加工・販売施設の整備**、**全国的な展開に向けた取組**、**都道府県による専門人材育成の取組等**を支援します。

<事業目標>

農福連携等に取り組む主体数（12,000件〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業

ア 農福連携の取組

障害者等の農林水産業に関する技術の習得、**作業工程のマニュアル化**、**ユニバーサル農園の開設**、移動式トイレの導入等を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：定額（上限300万円（年標準額150万円）、整備事業を経営支援で取り組む場合は上限600万円（年標準額300万円）、作業マニュアルの作成等に取り組む場合は初年度において40万円加算可能）】

イ 地域協議会の設立及び体制整備（構成員に市町村を含むこと）

地域協議会による**農福連携を地域で広げるための取組**を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：定額（上限600万円（年標準額300万円））】

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

農福連携の**全国的な展開に向けた取組**、農福連携の定着に向けた**専門人材の育成の取組等**を支援します。

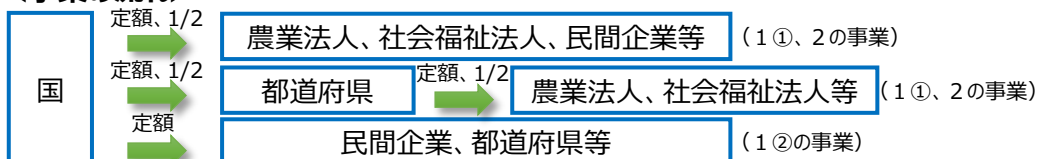
【事業期間：1年、交付率：定額（上限500万円等）】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）

障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設のほか、**ユニバーサル農園施設**、安全・衛生面に係る**附帯施設等の整備**を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：1/2（上限：高度経営1,000万円、簡易整備200万円、経営支援2,500万円、介護・機能維持400万円）】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業



農産加工の実践研修 養殖籠補修技術の習得 ユニバーサル農園の開設 地域協議会の設立及び体制整備



② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業



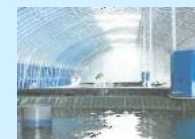
普及啓発

専門人材育成研修

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）



農業生産施設(水耕栽培ハウス)



養殖施設



処理加工施設



園地、園路整備



休憩所、トイレの整備

〔お問い合わせ先〕 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-0033)

1. 地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型）

「農福連携」とは、農林水産業を営む法人による障害者等の雇用、障害者就労施設の農林水産業への参入等により、障害者等が農林水産業に従事することを促進し、農林水産業の経営発展並びに障害者等の社会参画及び高齢者の生きがいの創出を実現する取組

【事業実施主体】

- ・農林水産業を営む法人
- ・社会福祉法人
- ・特定非営利活動法人
- ・医療法人
- ・一般社団法人
- ・一般財団法人
- ・公益社団法人
- ・公益財団法人
- ・地域協議会
(地域協議会の構成員に市町村を含むこと)
- ・民間企業 ほか



注) 個人に対する
助成はできません

- ・課題の把握
- ・事例の蓄積

・専門人材
による助言

都道府県

○農福連携に取り組もうとする農業法人等へ障害者等の職場定着を支援する専門人材を育成・派遣等

○このほか、全国的な普及啓発や官民一体での取組により農福連携の認知度の向上及び取組を促進

< 整備事業（ハード） >

○農林水産物生産施設等の整備

障害者や生活困窮者等の雇用・就労、高齢者の生きがいづくりやリハビリを目的とした農林水産物生産施設（農園、園路の整備を含む）、農林水産物加工販売施設、休憩所、衛生設備、安全設備等の整備に必要な経費を支援

事業実施期間：基本1年間

交付率等：1/2

上限：高度経営(1,000万円)、簡易整備(200万円)、介護・機能維持(400万円)、経営支援(2,500万円)

【整備事業の主な要件】

- ・原則、農福連携支援事業のうち農福連携の取組と併せて行うこと。ただし、条件を満たす場合には整備事業単独での実施が可能
- ・農林水産分野の作業に携わる障害者、生活困窮者(就労に向けた支援計画策定者)、高齢者(要介護認定者)、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者(以下「障害者等」という。)を事業実施3年目までに5名以上増加させること。ただし、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者の増加については障害者との組み合わせであって、過半数が障害者であること
- ・農林水産物加工販売施設(機械の導入を含む。)に供する農林水産物は、事業実施主体及び連携する者が生産したものが過半を占めること

< 農福連携支援事業のうち農福連携の取組（ソフト） >

○技術習得や分業体制の構築

作業の効率化や生産物の品質向上等、農福連携を持続するための取組、農業分野への就業を希望する障害者等に対し、農業体験を提供するユニバーサル農園の開設、移動可能なトイレのリース導入等に必要な経費を支援

- ・専門家の指導による農産物等の生産・加工技術、販売・経営手法等の習得を行うための研修、視察等
- ・ユニバーサル農園の運用初期に必要な管理・指導者の配置、農産物栽培に要する消耗資材等
- ・分業体制の構築、作業手順の図化、マニュアル作成

注) 雇用・就労する障害者等の賃金や法人運営費に対する助成はできません

※条件を満たす場合には農福連携支援事業単独での実施が可能

事業実施期間：3年間

(支援期間：最大2年間

+自主取組：1年間)

交付率等：定額

上限300万円/年標準額150万円

※整備事業を経営支援で取り

組む場合は、上限600万円/

年標準額300万円

※作業マニュアルの作成等に

取り組む場合は初年度にその

費用として40万円加算可能

【農福連携支援事業のうち農福連携の取組のみ利用する場合の主な要件】

- ・農林水産分野の作業に携わる障害者等を事業実施3年目までに3名以上増加させること。ただし、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者の増加については障害者との組み合わせであって、過半数が障害者であること

< 農福連携支援事業のうち地域協議会の設立及び体制整備（ソフト） >

○地域協議会の設立及び体制整備

地域協議会が地域における農福連携の推進のために行う活動内容の検討、調査、先進地視察、意見交換会、ワークショップの実施、活動計画の策定等に必要な経費を支援
※事業実施主体は地域協議会のみ

事業実施期間：3年間

(支援期間：最大2年間

+自主取組：1年間)

交付率等：定額

上限600万円/年標準額300万円

【地域協議会の設立及び体制整備を利用する場合の要件】

- ・事業実施3年目までに地域協議会に参画し新たに農福連携に取り組む主体を3主体以上増加させること
- ・事業実施3年目までに地域における農福連携の取組拡大に向けた活動計画を策定すること

< 都道府県専門人材育成支援事業（ソフト） >

○農福連携を支援する人材の育成

農林水産業の現場において障害者等の特性を踏まえた技術支援を行う農福連携技術支援者※の育成・派遣等に必要な経費を支援

※ 農林水産省のガイドラインに基づく研修を受講し、認定された者

※ 事業実施主体は都道府県のみ

事業実施期間：1年間

交付率等：定額

上限：500万円/年